

当座預金キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

当座勘定について発行した当座預金キャッシュカード(以下「カード」といいます。)は、法人および個人事業主(以下「法人等」といいます。)の当座勘定取引について、次の各号の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫が現金自動預金・支払機(以下「自動機(A T M) 」)といいます。)を使用して当座勘定に預入れをする場合。
- (2) 当金庫の自動機(A T M) を使用して当座勘定の払戻しをする場合。
- (3) 当金庫の自動機(A T M) を使用して振込資金を当座勘定からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当金庫所定の取引をする場合

2. (自動機(A T M) による預金の預入れ)

- (1) 自動機(A T M) を使用して当座勘定に預入れをする場合は、自動機(A T M) の画面表示等の操作手順に従って、自動機(A T M) にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。なお、預金機による1回の預入れ金額は、当金庫所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (2) 自動機(A T M) による預入れは、自動機(A T M) の機種により当金庫所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また1回あたりの預入れは当金庫所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (自動機(A T M) による預金の払戻し)

- (1) 自動機(A T M) を使用して当座勘定の払戻しをする場合は、自動機(A T M) の画面表示等の操作手順に従って、自動機(A T M) にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。
- (2) 自動機(A T M) による1回の払戻し金額は、その自動機(A T M) の取扱範囲内、1日あたりの払戻し金額は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 自動機(A T M) を使用して当座勘定の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (自動機(A T M) による振込)

自動機(A T M) を使用して振込資金を当座勘定からの振替により払戻し、

振込の依頼をする場合には、自動機（A T M）の画面表示等の操作手順に従って、自動機（A T M）にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。

5.（自動機（A T M）利用手数料等）

- (1) 自動機（A T M）を使用して当座勘定の振込をする場合には、当金庫所定の自動機（A T M）の振込利用に関する手数料(前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、当座勘定の払戻し時に、当座勘定規定にかかわらず、その払戻しをした当座勘定から自動的に引落します。

6.（自動機（A T M）故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等により自動機（A T M）による預入取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより当座勘定に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により自動機（A T M）による支払取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が自動機（A T M）故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でカードにより払戻しをすることができます。
- (3) 前記第1項、第2項による預入れおよび払戻しをする場合には、カードを提出し、所定の入金票または払戻請求書にカードの口座番号、法人名または氏名(屋号含む) および金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に所在地、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により自動機（A T M）による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

7.（カード・暗証番号の管理等）

- (1) 当金庫は、自動機（A T M）の操作の際に使用されたカードが、当金庫が法人等の代表者に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ当座勘定の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は法人等

の代表者の電話番号等、他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに法人等の代表者から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる当座勘定の払戻し停止の措置を講じます。

- (3)カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

8. (偽造カード等による払戻し等)

- (1)当金庫が個人事業主のお客さまに発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。
- (2)当金庫が法人のお客さまに発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、前条に定める規定に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取り扱ったうへは、当金庫は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について契約者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、このかぎりではありません。

9. (盗難カードによる払戻し等)

- (1)当金庫が個人事業主のお客さまに発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しについては、次の各号により取扱います。
- ア. 当該払戻しについては、次のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補填を請求することができます。
- (ア) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。
- (イ) 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
- (ウ) 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- イ. 上記ア. の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を

除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補填対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補填対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

ウ. 前記イ. の規定は、上記ア. にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

エ. 上記イ. の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補填責任を負いません。

(ア) 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

- a. 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合。
- b. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合。
- c. 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

(イ) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合。

(2) 当金庫が法人のお客さまに発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、第7条に定める規定に基づき入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取り扱ったうちは、当金庫は責任を負いません。

10. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または法人名、氏名(屋号を含む)、代表者、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに法人等の代表者から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

1 1. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

1 2. (自動機 (ATM) への誤入力等)

- (1) 自動機 (ATM) の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) カードによる窓口での当座勘定の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

1 3. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 当座勘定を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫当座勘定規定により、当座勘定が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の法人等の代表者確認書類の提示を受け、当金庫が法人等の代表者であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ア. 第14条に定める規定に違反した場合。
 - イ. 当座勘定に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合。
 - ウ. カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合。

1 4. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

15. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当座勘定規定、当座勘定貸越約定および振込規定により取扱います。

以上

2026年4月1日制定